

富田林市交通会議設置要綱

(設置)

第1条 富田林市交通会議（以下「交通会議」という。）は、本市の交通政策の推進等に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 富田林市交通基本計画等に基づく本市の交通政策の推進に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 富田林市長が指名する者
- (2) 学識経験者
- (3) 国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局長又はその指名する者
- (4) 大阪府公安委員会が指名する者
- (5) 道路管理者が指名する者
- (6) 住民又は利用者の代表者
- (7) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその運転者が組織する

団体

- (8) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 会長は、委員の中から副会長を指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故で欠けたとき、又は会長に事故があるときは会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長がこれを招集し、会長が議長を指名する。

2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、必要に応じて代理者を出席させることができることとし、その代理者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者に交通会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

6 交通会議は、原則公開とする。

7 会長は、交通会議の議案が緊急を要するものその他会長が軽微な事項であると判断したものについては、書面により意見の聴取及び議決を行うことをもって交通会議に代えることができる。

(分科会等)

第7条 会長は、第2条の所掌事項に関して、必要に応じて分科会等を設置することができる。

2 分科会等は、第3条に定める委員その他交通会議が必要と認めた者をもって組織する。

(協議結果の尊重義務)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、道路交通担当課において行う。

(経費の負担)

第10条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他収入をもって充てる。

(監査)

第11条 交通会議に監事を2名置く。

- 2 監事は、交通会議の出納監査を行う。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第13条 委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償支給条例（昭和51年富田林市条例第20号）の定めるところによる。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(富田林市交通会議設置要綱の廃止)
- 2 富田林市交通会議設置要綱（平成24年富田林市要綱第78号）は、廃止する。
(招集の特例)
- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に行われる交通会議の招集は、市長が行う。